



埼玉県報

第 3023 号
平成 30 年(2018 年)
7 月 27 日
金曜日

目次

告示

- 石油ストーブに関する入札公告（入札課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 家畜伝染病（山羊のヨーネ病患者）の発生（畜産安全課）
- 本庄都市計画地区計画の変更に係る図書の縦覧（都市計画課）
- 埼玉県立図書館システム再構築業務委託に関する落札者等の公示（熊谷図書館）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

正誤

- 埼玉県告示第 737 号中訂正（財政課）

告 示

埼玉県告示第八百二十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成三十年七月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

石油ストーブ 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

平成31年1月31日（木）

(4) 納入場所

埼玉県教育局教育総務部財務課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場

所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 青柳 電話048-830-5778（直通）

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年9月26日（水）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年9月25日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年9月26日（水）午前10時まで

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 平成30年9月26日（水）午前10時10分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額

を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成30年9月10日（月）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成30年8月6日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、議会の議決に付

すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年埼玉県条例第15号)に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約となる場合には、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第3条の規定による入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない(契約辞退を申し出るものとする。)

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Name and Quantity of the Products to Be Purchased:

Set of Kerosene heaters and Kerosene tanks

(2) Deadline for Submissions:

By Electronic Bidding System: 10:00 am, Wednesday, September 26, 2018

By Registered Mail: 5:00 pm, Tuesday, September 25, 2018

In Person: 10:00 am, Wednesday, September 26, 2018

(3) Contact Information:

General Affairs・Supplies Procurement Group, Bidding Services Division,

Department of General Affairs, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,

Saitama-ken 330-9301, Japan

Tel. 048-830-5778

告 示

埼玉県告示第八百二十九号

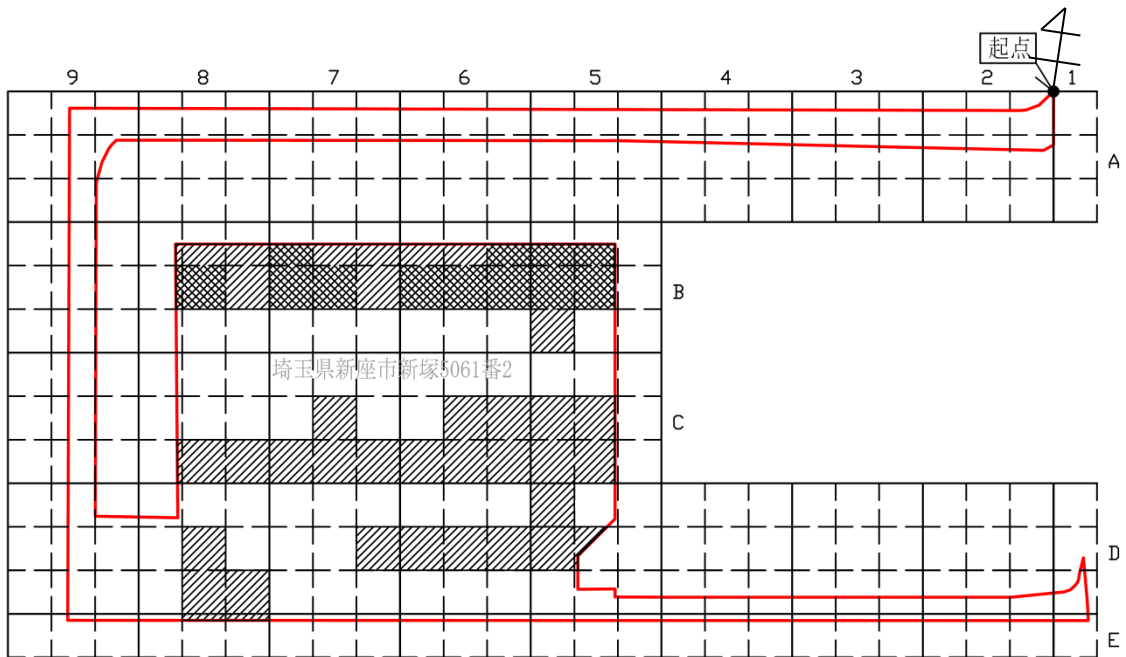
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成三十年七月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域
別図のとおり（埼玉県新座市新塚五千六十一番二の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

別図



- <凡例>
- 調査対象地
 - 30m格子
 - 単位区画
 - 形質変更時要届出区域に指定する区域
(鉛及びその化合物、土壌溶出量及び土壌含有量)
 - 形質変更時要届出区域に指定する区域
(鉛及びその化合物、土壌含有量)

【起点】
 起点は埼玉県新座市新塚5061番2の最北端から南へ307.22m、東へ84.67mの位置とした。

【格子の回転角度 (83°)】
 起点を支点として、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線を右に83° 回転させて得られる線により、調査対象地を区画した。

告 示

埼玉県告示第八百三十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年七月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

グリーンガーデン武蔵藤沢

埼玉県入間市東藤沢三丁目五十七外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）生活協同組合コープみらい 理事長 新井ちとせ

埼玉県さいたま市南区根岸一丁目四番十三号 外 計十一者

（変更後）生活協同組合コープみらい 代表理事 熊崎伸

埼玉県さいたま市南区根岸一丁目五番五号 外 計十一者

ハ 変更年月日

平成二十七年六月四日

ニ 届出年月日

平成三十年七月十三日

二 縦覧期間

平成三十年七月二十七日から平成三十年十一月二十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年七月二十七日から平成三十年十一月二十七日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第八百三十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により次のとおり患畜等について届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成三十年七月二十七日

埼玉県知事 上田清司

山羊 ヨーネ病	伝染病及び 家畜の種類	患畜及び 疑似患畜の区分	頭数又は 群数	発生場所又は 区域	発 生 年 月 日	処 置
		患畜	一頭	狭山市	平成三十年 七月十八日	鑑定殺

告 示

埼玉県告示第八百三十二号

本庄市から本庄都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年七月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第八百三十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年七月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立図書館システム再構築業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県立熊谷図書館システム管理担当 埼玉県熊谷市箱田5丁目6番1号
- 3 落札者を決定した日
平成30年6月29日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号
- 5 落札金額
45,659,160円
- 6 契約の相手方を決定した手続
総合評価一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成30年4月17日

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十年七月二十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

一 許可番号

平成三十年五月十六日

指令川建セ第三〇〇〇四〇号

二 検査済証番号

平成三十年七月二十日

川建セ第三〇〇〇二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字竹本字名高三百七十四番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市沢口町七番地三 中ノ嶋ハイツ一〇一

坂本 龍樹

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十年七月二十七日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

一 許可番号

平成三十年六月十五日

指令越建セ第三〇〇〇四〇号

二 検査済証番号

平成三十年七月二十日

越建セ第一八三一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町道佛三丁目百五十一番、百五十二番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都練馬区石神井町二丁目二十六番十一号

一建設株式会社 代表取締役 堀口 忠美

告 示

埼玉県教委告示第二十六号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成三十年七月二十七日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥 生

一 日時

平成三十年八月二日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について

正 誤

埼玉県告示第七百三十七号（平成三十年七月一日号外第十二号）中訂正

ページ 行

三十 前から六

誤

及び青少年総合野外活動センター、旧川越比企地域振興センターの解体による減少

正

並びに旧玉川工業高等学校の売却及び青少年総合野外活動センターの解体による減少

ページ 表 表中

三十一 第十九表 「土地」項中、「平成30年3月31日現在」欄中「教育財産」

誤

9,251,828.08

正

9,213,801.64

ページ 表 表中

三十一 第十九表 「土地」項中、「平成30年3月31日現在」欄中「計(B)」

誤

35,492,968.49

正

35,454,942.05

ページ 表 表中

三十一 第十九表 「土地」項中、「増減」欄中「(B)-(A)」

誤

56,450.61

正

18,424.17

ページ 表 表中

三十一 第十九表 「建物」頁中、「平成30年3月31日現在」欄中、「教育財産」

誤

2,720,260.68

正

2,709,412.50

ページ 表 表中

三十一 第十九表 「建物」頁中、「平成30年3月31日現在」欄中、「計(B)」

誤

6,152,165.99

正

6,141,317.81

ページ 表 表中

三十一 第十九表 「建物」頁中、「増減」欄中、「(B)-(A)」

誤

△1,896.81

正

△12,744.99